

# 食品安全委員会

## リスクコミュニケーション専門調査会

### 第3回会合議事録

1. 日時 平成 15 年 12 月 2 日（水） 10:00 ~ 12:10

2. 場所 委員会大会議室

3. 議事

(1) リスクコミュニケーションについて

- ・リスクコミュニケーションについて（関澤座長）
- ・食のリスクコミュニケーション意見交換会（大阪）の結果について
- ・3府省の取組みについて
- ・意見交換会の実施について

(2) 我が国における食のリスクコミュニケーション現状と課題（仮題）構成項目案について

(3) その他

4. 出席者

(委員)

寺田食品安全委員長、寺尾食品安全委員、見上食品安全委員、小泉食品安全委員  
関澤座長、石崎専門委員、犬伏専門委員、小川専門委員、金子専門委員  
神田専門委員、見城専門委員、近藤専門委員、新蔵専門委員、高橋専門委員  
千葉専門委員、西片専門委員、平社専門委員、三牧専門委員

(参考人)

川田専門参考人、中村専門参考人

(関係省庁)

外口厚生労働省参事官、姫田農林水産省消費者情報官

(事務局)

梅津事務局長、一色事務局次長、藤本勧告広報課長、西郷リスクコミュニケーション官

## 5. 配布資料

資料1 : 食のリスクコミュニケーション意見交換会(大阪)(平成15年11月28日開催)の概要

資料2 1 : 食品安全委員会におけるリスクコミュニケーションに関する取組について

資料2 2 : 厚生労働省におけるリスクコミュニケーションに関する取組について

資料2 3 : 農林水産省におけるリスクコミュニケーションに関する取組について

資料3 : リスクコミュニケーション意見交換会等の開催予定について

資料4 : 食品安全委員会リスクコミュニケーション専門調査会 平成15年度とりまとめ項目(案)

参考資料1 : 食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項に盛り込むべき事項について

参考資料2 : 遺伝子組換え食品についてご意見を聴く会(平成15年10月24日開催)の概要

参考資料3 : 「食のリスクコミュニケーション意見交換会(大阪)」参加者のご意見等

参考資料4 : 食品安全モニターからの報告(平成15年10月分)について

参考資料5 : 食品安全についてのリスクコミュニケーション

---

## 6. 議事内容

西郷リスクコミュニケーション官 本日は飛行機が若干遅れたようでございまして、座長はもうすぐ見えますが、もうしばらくお待ちいただきたいと思います。その間で資料の確認だけ先にさせていただければと存じます。

本日資料は議事次第、それから座席表のほかに資料が1というのがございます。それから2-1、2-2、2-3とございまして、そのあと資料3が1枚紙でございます。それから資料4、参考資料が1、2、3、4、5とございます。以上、よろしゅうございますでしょうか。

あと、今日の議事には関係ないんでございますけれども、時間の節約のために参考資料に

つきまして、若干御説明だけいたします。

参考資料の1は前回御議論いただいて、今度、要するに、食品安全基本法第21条に基づきまして基本的事項を閣議決定するという事について、リスクコミュニケーションの部分について意見をということで、企画専門調査会の方にお出した意見がこれでございます。めくっていただきますと、この間、横長表を持ちまして、別紙というところに要するにハザードの認知を最初からということだとか、地方公共団体を含めて協力して情報の収集に当たるとか、そういったことにつきまして追加した方がいいというふうな意見について出したところ、ほぼ全部入れた形で企画専門調査会の方では受け入れられておりますので、御報告を申し上げるという点が1つでございます。

それから、参考資料の2でございますが、これは前回御報告申し上げた「遺伝子組換え食品についての御意見を聴く会」を11月4日に開催した件でございますが、実は前回これは未定稿ということでお出ししたんでございますけれども、一部、出席御発言された方から未定稿で書いた内容が実際と著しく異なるというおしかりを大変受けまして、書き直して、大体発言者からは確定をいただいたものがこれでございます。そういった点では、一部の御発言者には大変御迷惑をおかけした形になりまして、この場を借りておわび方々訂正をさせていただきたいと思うものでございます。これにつきましては、これで一応確定ということでございますので、こういった形でホームページに載せさせていただくというふうになっております。

この御意見を聴く会の開催に当たりましていろいろ前回は御議論がありましたけれども、開催の仕方だとか何かにつきまして、若干いろいろ不行き届きがございまして、今後改善をさせていただいて、こういうふうな概要とか、そういったものを作るについてはそういうトラブルが起きないように努力したいと思っておりますのでよろしく御指導の程お願いしたいと思います。それが、参考資料の2でございます。

あとは今日の議論の関係がございまして、座長の到着を待ってからということにさせていただきたいと存じます。もうしばらくお待ちください。

平社専門委員 済みません。一番最後にやる予定だったんですけども、一番最初になりましたので、お願いがございまして。私のところで試食会をやることになりまして、野菜を作った人、それからそれを運んだ人、そしてそれを料理した人、それらが1つの会場で同じ食事をして意見を交換する、こういう催しをやります。是非、私の和牛を1頭つぶしておりますので、是非お時間がある方ございましたら、御出席をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

関澤座長 どうも大変失礼しました。飛行機で一番早く来たんですが、この時間になってしまいまして、失礼いたしました。順番としては今どういう段取りで。

西郷リスクコミュニケーション官 資料確認が終わったところでございます。

関澤座長 はい、確認させてください。

そうしますと、早速何か今日の資料の御説明を私の方でさせていただくというのが順番でしょうか、それとも、よろしいでしょうか。

西郷リスクコミュニケーション官 はい、最初に今日はリスクコミュニケーションについて先生の方から講演をいただくことになっておりますので、よろしく願いいたします。

参考資料5でございます。

関澤座長 参考資料5ですね。ごらんいただきたいと思います。

F A OとW H Oのですね。

西郷リスクコミュニケーション官 3章からがそうっております。

関澤座長 参考資料5というのは、F A OとW H Oのリスクコミュニケーション会議の報告でしたね。

西郷リスクコミュニケーション官 それは以前参考として各委員にはお送りさせていただいたんでございますけれども。

関澤座長 それをお話しするのではなかったでしょうか。

西郷リスクコミュニケーション官 それはもう各位お持ちだということですね。

関澤座長 それはもういいということですか。

西郷リスクコミュニケーション官 で、手短にということで御著書の方を用意させていただきました。

関澤座長 大変失礼しました。今日は既に皆さんにお配りされています食品の安全管理と情報の伝達という、国際農業協会が訳したF A OとW H Oのリスクコミュニケーションの資料を、私がたまたまその会議に出させていただいたものですから、解説するものと思って、そのつもりでございました。失礼いたしました。参考資料5は、関澤らが最近出版した図書から食品安全リスクコミュニケーションに関する部分のご紹介ということでした。

それでは、参考資料5を使ってお話ししろということですね。

西郷リスクコミュニケーション官 そうです。71ページからのコピーです。

関澤座長 どうも失礼いたしました。これは事務局の方で御用意いただいたんですが、『リスクコミュニケーションの最新動向を探る』という題名の図書で、化学工業日報社というところから出させていただいたものです。今年の前半に、出しましたもので、食品安全だけで

なく、化学物質、環境、原子力、その他もろもろについて国内外のリスクコミュニケーションの現状の分析と、今後の課題を、分析結果に基づいて紹介している本でございます。

その中の第3章の食品安全についてのリスクコミュニケーションという部分を私が分担して書かせていただいております。今日はこれのお話しをすると考えていなかったのですが、少し混乱しておりますが、まず、表の3の1をごらんください。これは先日の意見交換会、10月28日にも御紹介しましたが、食品安全にかかわるリスクコミュニケーションが特殊な位置にあるということを紹介しています。

環境や化学物質の問題、あるいは原子力の問題においても、リスクコミュニケーションは非常に大事なことであります。それは同じですが、食品はより広く、すべての人にかかわってきている。環境問題ですとか化学物質の問題ですと、それにかかわられる方がどちらかと言えば限られています。ある原発の立地をする地域あるいは産業廃棄物の埋立て地域とかの住民と、それを進めようとする方たちとの間のリスクコミュニケーションということになり、わりと問題が鮮明化していきまして、その意味ではディスカッションが非常に成り立ちやすいという面もあると思います。食品の場合はいろいろな方、ここに書いたように子どもからお年寄り、また、お考えやお立場の様々な方がすべてが含まれ、そういう方たちが皆関与しているということです。

それからもう一つは、食品の問題において特殊な問題として我が国では輸入食品が食材の過半を占めるようになっており、そのために消費者から見ますと、生産の現場、どこでだれが作っているのかということは見えにくくなってきているということがあります。更に、栄養要求を満たすという戦後すぐの量的な充分さを求めるという状態から、健康維持あるいは更に改善という質的な要求へと、皆さんがより高いレベルの要求をされるようになってきているということです。

もう一つはマスコミュニケーションやインターネットが普及して、情報がある意味で氾濫していますが、どの情報を信じればいいのか、信頼性ある情報はどこにあるのかということで、皆さんが混乱させられているという状況があると思います。このような中で食品のリスクコミュニケーションというのを考えてみなければならないということでございます。

71ページの「3.2 食品安全におけるリスクアナリシス」ということは、もう皆さんよく御存じのことでございますが、国連の食糧農業機関FAOと世界保健機関WHOが共同で食品のリスクアナリシスという新しい考え方を1995年に提案してまいりました。それまでもFAOとWHOは食品添加物や汚染物のリスク評価を行い、それに基づいた勧告とか規格基準の提案というものを行ってきました。これまでのさまざまな経験を踏まえまして、食品安

全に関しては、from farm to fork という言葉で端的に言い表されますが、生産の現場から食卓まで一貫した取り組みが必要であることが明らかとなってきました。

一貫した取り組みを行う上で、何が基本かということでございますが、72ページの方を見ていただくと、簡単な絵で御紹介しておりますが、リスクアセスメントとリスクマネジメント、それを支えるリスクコミュニケーションが3本の柱であって、これが一体として行われなければリスクアナリシス、あるいは食品安全のリスク分析のすべての過程が満足に進まないという提案でございました。この新しいリスクアナリシスの考え方に基づいて、FAOとWHO、および各国、また私たちも食品の安全確保を進めていこうというところに立っていると思います。

72ページの真ん中あたりに、それではリスクアセスメント、リスクマネジメント、リスクコミュニケーションをFAO/WHOではどのように定義されているかということを書いています。リスクアセスメントについては、「既存情報の科学的な評価と指針の提示（不確実な部分に関する推定も含む）」と書いてあります。科学的な評価では完全にすべてが判ってやっているのかというと必ずしもそうではありません。データが不十分であったり、また、データにも様々な不確実な部分がありますが、不確実だから何も対策をとらないというわけにはいきませんので、現在入手可能なすべてのデータを総合いたしまして、最善の努力をしていこうというのがリスクアセスメントの立場です。

勿論、科学的なリスクの評価が、ベースに必ずなければならないものですが、同時にリスクマネジメントの段階では、「安全管理の選択肢の検討、実施、モニタリング、再評価のための情報提供」などが必要で、科学的な評価だけでは実際の手立てはできません。技術的な可能性、経済的なコストパフォーマンス、その他社会の各層の方のお考えや御意見、そういったものを取り入れてリスクマネジメントのオプション、選択肢というものが決められていきます。

選択肢はたった1つあるのではなくて、こういうやり方もある、ああいうやり方もある、それらは経済的にこうである、あるいは技術的にこうであるというさまざまなオプション、選択肢が考えられ、それらを関係者が合議しながらその時点で最も最善のものを選択していこうというのがリスクアナリシスにおけるリスクマネジメントの考え方だと思います。

そのベースとして、リスクコミュニケーションというか、生産から消費に至るすべての関係者間の情報共有と役割を持った参加が必要ということです。これまで情報の提供あるいは情報公開ということは近年わが国でも進められてきてはいたのですが、更に積極的に関係者の方が直接役割を持って参加する、そこでいろいろな意見を言う、そうした中で現場の方が

抱えている問題を行政や専門家も必ずしも行き届いて把握できているとは限りませんので。関係者の方が抱えている問題点を聞き、それに応えるということで、より完璧なリスク管理というものができていくであろうということです。

次にこの資料では「3.3 FAO/WHOの専門家会議から」ということで、冒頭、私が御紹介する予定にしていた報告について書いていますが、ここのところは余り詳しくは、今日は時間の関係で述べませんが、簡単に紹介させていただきます。

リスクアナリシスを支える1つの柱であるリスクコミュニケーションについてFAOとWHOが1998年に「食品基準及び安全問題におけるリスクコミュニケーションの適用」という会議を開き、世界各国から食品安全にかかわる行政機関、業界団体や消費者団体の代表者、研究者などが参加し討議いたしました。

リスクコミュニケーションと言ってもいろいろなレベルがございますが、ここでは主に国際的なレベルでの食品安全のリスクコミュニケーションをどう実現し、どこに課題があるかということが中心になりました。しかし、そこで出されてきた様々な方策というものは、各国あるいはもう少し身近なレベルでも大いに参考になるものだと私は思っております。

次の74ページに、「3.3.2 会議報告の内容」と書いてございますが、まず、リスクコミュニケーションの目的や関係者の役割ということが明確にされました。リスクコミュニケーションというのはどういう目的でやるのかということですが、「食品に含まれる危険要因とこれに関する情報や意見を効果的に伝えることは、今日の世界において食品安全管理の不可欠な要素である。国際機関、政府、業界、消費者その他の関係者の参加が必要であり、食品安全におけるリスクコミュニケーションは、今後、食品安全における重要な位置付けを占める」と位置付けております。

後で訂正しますが、このインターネットのサイトは時間とともに変化し、現在変わっています。関係者の役割として、例えば、国際機関は何をなすべきであるか、それから各国政府はどういうことをやっていくべきか。食品製造や流通関係の業界がどういうことをやるべきか。あるいは研究者、専門家と言われる人たちがどういうことをやっていかなければいけないか。またマスコミというのものはどういう役割を持っているか、というように、関係者の役割を論じました。

次にリスクコミュニケーションの原則についてお知らせ76ページの(B)というところですが、どういったプリンシプル、原則が確認されなければいけないかです。まず「責任あるリスクコミュニケーション」です。情報ソースというものはごまんとありますが、それぞれ情報をかなり無責任に流している面もあると思います。面白いからとか、みんなの興味を引け

ばいいという考えもあるかと思えます。しかし、少なくとも国際機関あるいは情報の信頼性に責任を持たなければいけない機関や行政では責任あるリスクコミュニケーションを、また、消費者は消費者で、あるいは業界は業界で責任あるリスクコミュニケーションをやっていかなければいけないということです。それについては信頼できる情報源を確立していきましょうとっています。

現在、わが国でも信頼できる情報源と考えられるものが、いろいろな行政機関あるいは団体がインターネットのサイトやその他の方法で発信していますが、どこにどんな情報源があるのかを知りたい人が探せるようになっていないといけないと思えます。

それから、責任の分担です。だれも関係者の方は1人ですべてのことを知り、また解決できる立場にいません。ですから、それぞれの立場で知り得ること、またできることを分担し参加して、トータルとしてリスクアナリシスを達成していこうということでございます。勿論、情報を交換していくときに、相手の方がどういう受け手であるかということの把握が基礎的に重要です。

専門家の方には術語を使って話しても理解していただけるかもしれませんが、家庭の主婦あるいは子供、お年寄りが何を考えていて、どういったことをお話しすれば聞いてもらえるか、あるいは何を知らたがっておられるかをちゃんと把握するべきであるということでございます。

そのことに関連してコミュニケーションの専門的能力を確立していくということがあり、これまでコミュニケーションとは何かスポークスマンぐらいにしか位置付けられていなかったのですが、実はさまざま多様な受け手を考えながら、それぞれにあったメッセージをきちんと伝えていくということは相当な専門的な能力が要ります。そういった意味で、コミュニケーションの専門的な能力を確立し、また何か質問があったときに答えられるためのいろいろなデータベースなどもきちんとそろえておかないと、いきなり聞かれてもうろたえてしまうということになります。

もう一つ大事なこととして科学と価値判断の区別ということがございます。先程申しましたように、リスクアセスメントには現在入手可能なすべての科学的情報を総合するということがベースとして絶対必要ではございますが、同時に、それぞれの最終的なリスク管理のオプション、どういったことをやったらいいのかということについてはいろいろなお考えがあってしかるべきです。ある考えを持つということが、いけないということではできません。それぞれの立場に基づいた相手に説明でき、納得できるような意見を披露していただき、またそれらを理解しようとして努めるということがお互いに必要だと思えます。そのときに価値



基準というものはそれぞれの方がお持ちなので、その価値基準を尊重し、お互いに立場とかが違いを尊重していくということがどうしても民主社会では必要だと思えます。そういったことがリスクコミュニケーションの原則として議論されました。

表3の2にこれらの事柄が箇条書きにまとめてあります。この会議には、日本から、私と厚生省の職員が参加したんですが、たまたま会議の直前にO157の事件などがありました。会議の原案では汚染物質とか遺伝子組換え食品とか、そういった問題が中心に議論されていたのですが、食品安全に関しては危機的な状況の場合もある例として御説明して、平常的な状況でのリスクコミュニケーションと、それからクライシスというか、事件・事故が起きたときのリスクコミュニケーションというのは少し性質が違うのではないかと。それぞれについて具体的な対応の仕方を個別に考えていく必要があるであろうという立場をとりました。

表の3.3には日常的な状況における食品安全のリスクコミュニケーションの戦略がまとめてありますが、もう一つ別に危機的な状況を抜けるリスクコミュニケーションの戦略がまとめられています。余り細かくなりますと時間が超過しますので、ごらんいただければお判りと思えます。

表3.4では、「危機的な状況におけるリスクコミュニケーションの戦略(一部省略)」としています。そのように、いろいろ実際的な状況を考えて進めていこうということがございました。もう一つは、国際的な場面では例えば、中国やインド、あるいは先進国であるドイツとかアメリカ、日本の方も参加していて、それぞれ各国の実態は異なります。日本とアメリカでは文化的、社会的な背景が違います。そういった多様な社会的、文化的背景をきちんととらえながらリスクコミュニケーションというのを考えていかないと、どこかのやり方を輸入しても決してうまくいかないということも指摘されました。

会議の御紹介は簡単ですがとどめさせていただいて、3.4では欧州連合におけるリスクコミュニケーションについてふれました。皆さん既に御存じと思いますが、欧州委員会では食品安全白書を2000年に出し、その中で消費者への情報というチャプターがあり、リスクコミュニケーションについて定義しています。食品安全庁、EFSAと呼ばれておりますが、その設立に際しても様々な局面においてリスクコミュニケーションをできるだけ確保していこうという立場をとられております。

米国の食品医薬品庁では、もともとアメリカは情報公開の先進国ですから、いろいろなことが行われています。食品安全のウェブサイトを見ますと、「Let Us Hear From You!」というページがあり、政府が何か新しい提案をするのでコメントを求める、いわゆる日本での「パブリックコメント」というものですが、それだけではなくて、国民にどんなことをやっ

てほしいのか、あるいはやりたいのかという提案を募っております。その提案の窓口がいろいろあり、各界や個人から消費者、患者さん、保健の専門家、州や自治体の行政官、業界、マスメディア、女性、高齢者、子供などに分けてあります。こういったさまざまな方の提案を個別に受けて聞くという体制が取られているようです。

さらに、情報提供と意見交換の具体的な手法として、20以上のメーリングリストがありまして、メーリングリストについては御存じの方も多いたと思いますが、ここでは例えばサプリメント、食品表示、エイズ、行政研究、その他についてテーマ別のメーリングリストがあって、それぞれ関心あるテーマのリストに自分のメールアドレスを登録しておく、常時その分野の情報を入手し、また自分の意見を述べられるという仕組みになっています。こういった点は私たちも学ぶべきところがあるのではないかと思います。

海外での取組みを要約したのが「3.6 国際機関と欧米での取り組みの特徴」というところです。まず、食品の安全性または人の健康に関する情報の「情報の多元的管理と共有」、すなわち先程御紹介した例ですが、多元的であり、ひとつおりではないということです。相手が違えば、知りたい内容がそれぞれ違い、多元的な管理と共有が必要です。双方向の情報交換を強化するには、受け手の対象別に必要とされる情報を整理することがなされているようです。

必要とされる情報別の専門家と情報の管理、情報発信の専門能力の養成、また特に食品安全ではそうですが、メディアが非常に大きな役割を担っているという面があり、メディアと行政あるいは専門家、関係する組織の間で良好な関係を築いていって、メディアに自分たちが伝えたいことを伝えてもらう。つまり、国がいくら頑張っても一人ひとりの消費者に直接声を届けることはできませんので、やはりいろいろな媒体をとおして、それぞれの方にアプローチできるチャンネルを通して、自分たちの考え、情報を伝えていくということが大事であるということです。

さて、3.6.2節には、初めから利害関係者とともに書いてありますが、先程の from farm to fork という言葉にありますように、生産の現場から食卓に至るまで最初の段階からどんな問題があるのか、どこでどういう問題があって、どう解決していかなければいけないかという問題発見から問題の分析、解決に至るまでに関係者が参加していくということが実はリスクコミュニケーションの考え方だと思います。リスクコミュニケーションというのは単に情報を公開して、はい判りましたというだけではないということです。

さまざまな質問に答える組織的な保証、そのためのきちんとした組織的な仕組みというものが重要だと思います。最後に現場の問題を聞くことが大切で、行政や専門家と言えども必

ずしも現場の問題を理解しているわけではありません。生産者の方、消費者の方が一番実際の問題を知っているということがあるかもしれません。そういった方たちから問題提起を聞くということが大事です。

次に、O157病原性大腸菌事件のケースが書いてありますが、これは後で読んでいただければと思います。遺伝子組換えに関するリスクコミュニケーションの例も実際例として御紹介させていただいています。

時間の関係ではしよらせていただき、95ページの「3.9 わが国の食品安全のリスクコミュニケーションの課題」というところをごらんください。

先程御紹介したように、私たちの食材の過半を外国に頼っているという状況、それから健康に皆さんが強い関心を持っているという状況を踏まえて、どこで誰がどんなふうに食べ物を作っていて、それはどういう安全過程で私たちの手元に届いているのかということについて目に見えるようにしていくということがまず第一だと思います。食生活のパターンは近年、この30~40年で大きく変化しています。そういったことも踏まえて、ずっと一律に同じことを繰り返していいものではなくて、現実の食生活の状況、若い人たちとお年寄りでは食生活のパターンが違いますし、それらを分析しながらリスクコミュニケーションを考えていく必要があると思われまます。

最後の部分はまだ食品安全委員会が作られる前に記したことです。要望的なことを書いています。96ページの、真ん中から下ですが、日米間では情報公開法制定に至るまで30年以上の開きがありました。特に1962年といえますと、今から40年以上前に、ケネディ大統領の「消費者利益の保護に関する特別教書」では、「企業の圧倒的な広告・宣伝に対して、どの商品が安全度を満たし、自らの要求に沿っているか消費者が判断するために、民主社会の行政府が消費者に保証すべき権利」として、安全を求める権利、知らされる権利、選ぶ権利、主張し傾聴される権利が保障されねばならないと提唱されましたが、このこと食品安全についても重要なプリンシプルになっていくのではないかなと思われまます。

以上、雑駁な御紹介で失礼いたしました。もし何か御不明な点がございましたら、おっしゃってください。

では、特にございませんでしたか。

神田専門委員 事前にFAO/WHOの会議の報告の日本FAO協会による翻訳の資料をいただいて、それを読んだりして感じたこともあるんですが、今日、先生にお伺いして非常に判りやすかった、この資料自身が判りやすかったと思います。正直言って、事前にいただいた資料が非常に読みにくかった。特に今日いただいた76ページ辺りに書いてあることの、

信頼できる情報源の確立だとか、受け手の把握だとか、その辺りに関係することを申し上げたいんですけども、その訳という問題が非常にあって、情報を得るときに、本当にこれを読んでいて実はよく判らなくて、事前に幾らか勉強してきたので読み取れたのかなと思えますけれども、例えば、この中ではまだリスクを「危険」というふうに訳していたりすることがありまして、1つはこの中にそういった訳で少し問題があるものがあるのかどうかということがお聞きできればということが1つ。

それから、77ページのところの「受け手の把握」ということ、これはメッセージを受け取る側の見解とか関心、心配ごとを把握するというので、それは重要なことだというふうに思うんですけども、この間、幾つかリスクコミュニケーションをやってる中で、判りやすさとかということについてちょっと違うのではないかなと思うことがあったりいたしまして、情報提供の在り方の中で、わかりやすくイコール省略化というのでしょうか、簡略化というような部分が少しありまして、例えば、動物用の医薬品を使ってやると、結果使った場合はこうなる、使わない場合にはこうなるというグラフを出して、結果はこうなりましたという形での情報提供があるんです。

そのときに、それが本当にどういうサンプリングがあったのかとか、分析は正しい統計処理がされているのかとか、エラーバーとかいうものも多分あるだろうし、重要なグラフが出される場合に、結果だけが知らされるというような場面もありまして、それは非常によくできていて、作った方を批判するのではなくて、非常によくできているだけけれども、もう一つ情報の提供の在り方が判らないから出さないのではなくて、判らないだろうけれども必要なものを出して、それについて専門家が説明してくれるというようなことが必要なのではないかなというふうに感じることもあったものですから、判りやすさということの理解の仕方を気をつけなければいけないのではないかなというふうに感じました。判りやすさイコール簡略化、省略化となると、言い方は悪いんですけども、情報を出してもらえないということにも、必要な情報が出されないということにもつながってしまうのかなというふうに思ったりした場面もありましたので、その辺を少しコメントしていただければいいかなと思います。

関澤座長 今日冒頭は勉強会ということになっていて、皆さんがリスクコミュニケーションについて、それぞれ、様々なお考えで委員として御参加いただいているので、ある程度共有できるベースを作りましょうということで、最初にこのFAOとWHOの会議報告資料を御紹介し、予めお送りしましたが、今、神田さんの方から実際のいろいろのコミュニケーションの現場でお気付きになった点と適切なコメントをいただいております。

この予めお送りした資料については、元の英語と対応させながら見てきたんですけども、

相当訳に問題があるようです。これはもう既に出版されていますので、どうこうということではございませんけれど、私たちがもともとのF A OとW H Oの会議報告に書かれていたことをきちんと理解するということが大事だと思います。私が気がついたところで皆様に、もともとはこういうことが英語では書かれていましたということをお配りしてもいいかなと思っております。

西郷リスクコミュニケーション官 その辺のことについては若干ストリームラインと申しますか、今、座長がおっしゃっていますF A O / W H Oの専門家会議、98年2月の報告につきましては、前回御紹介がありましたものですから、各委員には事前にお送りさせていただきました。それで、今回は、会議報告の方は大部でございますので、参考として座長のお書きになったものがよろしいかと思ひまして参考にさせていただきました。

そして、98年2月専門家の報告がその後どうなったかということにつきまして若干お話ししますと、コーデックス委員会というのがございまして、そこでの議論で、コーデックス委員会リスクアナリシスというのですか、リスク分析に關しましての枠組みということについて合意を目指してございまして、それがその中の1つのリスクコミュニケーションのベースになって今議論されているところでございます。この間の、今年6月でございますか、今年ローマで行われましたコーデックス委員会でステップ8と申しますか、最高レベルというか、これでよければオーケーというので出されて、一応その総会でオーケーになったということでございます。今度はこれを各国がどう受け入れていくかということについてのまた議論が行われるようでございますけれども、専門家の報告からすると若干時間が経っていますので、若干定義とかが変わってきているようでございますけれども、おおむねリスクコミュニケーションについては変わっていないということでございます。

また、要するに、多少合意の点があるかないかという点で申しますと、途上国と先進国の間、あるいはアメリカとE Uの間でいわゆる予防的アプローチと申しますか、取り扱いについていろいろ考え方に違うところがあって、若干まだリスク分析そのものについてのアクセプトというのがなかなかうまくいかないようでございますけれども、一応、専門家会合からのインプットが何年か経ちまして、ここでいくとステップ8と申しますか、一番でき上がり寸前というところまでは来たというふうには聞いているところでございます。

以上でございます。

関澤座長 ありがとうございます。議事進行としましては、次に近藤さまからのお話をいただくという段取りでしたでしょうか？

西郷リスクコミュニケーション官 実は事務局のあれで、今日はリスクコミュニケーション

ンについて勉強をもう一回しようということで、座長の方から今のようなF A O / W H O の、要するに、国際的に専門家はどのようなことを考えているかという御紹介があった後、前回御発言がありましたように、とは申せ、実際、我が国の現場と申しますか、食のリスクコミュニケーションについてはどのようなことが行われているかという点で、日々最前線に立っておられます近藤さんの方から、若干の経験とかを含めての意見を披露していただくということで一応アレンジしているところでございます。

関澤座長 よろしく願いいたします。

近藤専門委員 時間もありますので、本当に手短に日頃感じていることを、やっていることとお話しさせていただきたいと思っております。

今日、ちょうど関澤さんの方から非常に理論としてということと、非常に自分が日頃やっていることを整理していただいたという感じでお話を聞かせていただきました。私はお客様コミュニケーション部、部署名はるる時代に応じて変わってまいりましたけれども、消費者の方々から電話、近年はメール等々をいただくことに、逐次一人ひとりにお答えしていくという仕事を四半世紀やってまいりました。

その中で特に感じておりますのは、まさに今日の70ページにあるように、今日の消費者の方々から、私ども企業が受けるお客様の声の質の変化というものを強く感じております。会社の方もまさにリスクコミュニケーションを広げていこうという形でリスクを先取りしていかなければいけない。もう一つは、マーケティングに消費者の声を生かしていこうと。両方の観点からできるだけ多くの方々との接点を持つということと、例えば、今では当たり前のことなんですけれども、商品にその部署の直接に掛かる電話番号を書くようになった。これがもう15~16年、たかだか十数年前なんです。

フリーダイヤル導入というのはここ5~6年でかなり広がってまいりましたけれども、多分今お手元にある飲料のメーカーさんはフリーダイヤルを入れていらっしゃる。会社の規模とか、コストが非常にかかりますので、そういう問題もある。それとあとは365日24時間対応すべきかどうか。これは会社の扱っている商品の性質によって、例えば、私どもの会社のような比較的単純な飲料であれば24時間でなくても、真夜中にどうしても聞かねばならない質問は多分ないであろうと、そういうような消費者の御理解をいただくということで、平日に加えて土曜日もやりましょうという形に現在なってきた。

そういうような形で、こちら側のお客様からの接点、アクセサビリティの開放というのを広げてまいりました結果、現在、多分今年度は12月末で締めると、年間12~13万件、お客様もしくはお取引先様、例えば今回の委員の方にもレストラン関係の方がいらっしゃいま

すけれども、そういう方々から消費者からこういうことを言われているよというようなことを含めまして、年間約 12~13 万件のいわゆるお客様の声というものを取り扱っております。

冒頭申し上げましたように、消費者の求めるものが非常に変わってきた。予算の時期になりましたので、ちょうど資料もまとめていたんですけれども、例えば当社に寄せられるどんな声が多いのかというのは商品の賞味期限、飲料ですので賞味期限がどうだというのが非常に多いわけです。これは表示も変わってまいりましたので、かつては製造月日もどきしか書いてなかったわけですから、こういうふうな数字がこの商品には書いてあるけれども、これはいつまで飲めるのかというようなお話なんです。これは今 0 4 0 7 1 3 と書いてありますが、これは 2004 年の 7 月 13 日までおいしく飲めますよということを表示するというふうな表示が義務になっているわけですが、20 年前は数字が表示してあっても、これは品質管理番号で製造月日ではないというような答え方を私どもはしると会社の方から指示を受けていたわけです。

私たちのようなリスクコミュニケーションの接点にいる者は、それはおかしいよと会社に何遍も言って、これは少なくとも製造日であるということを経営者に伝えるべきであるというようなことをかなり社内の科学者たちとやり取りをした結果、少なくとも製造月日であるということまで言ってもよろしい。では、いつまで飲めるのかというのは、うにゃうにゃうにゃということになるという話だったわけです。それがいろんな形を経て、変遷を経てきて、品質保持期限もしくは賞味期限という形で明示するようになったのが本当にここ数年のことであったわけです。

そういった賞味期限の問い合わせが圧倒的に多いんですけれども、あとは当社の特に性格かもしれませんが、キャンペーンとか宣伝の、あのタレントさんのネクタイはどこで買えるのかと、そういった類いの問い合わせが非常に多い。件数的には 2、3 項目で 7 割方を占めるんですが、ただ、5 年前を 100 とした場合にどの問い合わせが増えてきたかといいますと、やはり成分・効能、つまりカロリーとか、それから原料は例えばこれであればお茶は国産なのか中国産なのかとか、添加物は何を使っているか、着色料は何を使っているか、アレルギーはどうなのか、そういうようなものが件数は少ないですけれども、伸び率から言ったらここ 5 年でものすごい伸びを示しているということで、単なる問い合わせ 1 件、中身問い合わせ 1 件という、その中身の中に非常に大きい変化があるということです。

もう一つは、まさにこの 70 ページの表 3 . 1 にお書きいただいたとおり、昔、電話して来るのは大体主婦の方が、お父さんから頼まれたということで昼間かけてこられる方が多かったんですけれども、年配の男性の方のお電話というのは極めて少なかった。ところが、非常

に高学歴、高度な関心を持っている男性の方が、比較のお暇なお年を召しても非常に好奇心を持って社会と接点を持っている方が非常に増えてまいりましたので、高年齢の男性の方の長電話が非常に増えている。それから勿論、食品ですので、子どもが学校で企業に聞いてみましょうというような勉強もされているようで、お子さん方からの質問が非常に真面目な、いたずら電話ではなくて真面目なお子さんからの質問が増えている。例えば、アルミ缶とスチール缶と中身がどう違うのか。日もちがどう違うのか。そのような御質問ですね。

それから、3番目の栄養要求を満たす目標から健康維持を主眼とした、これは世の中の傾向ですけれども、先程申し上げましたようなカロリーの問い合わせ、塩分の問い合わせ、自分の体にとって何がいいのかという問い合わせが非常に増えてきている。情報の氾濫、1回テレビで何かをやりますと、その日の夕方スーパーからその品目がなくなるというようなことで、何々相談室、何々が体にいいぞというような番組を見ますと、その日、その商品の問い合わせががんと突如伸びるというようなことで、企業はそれを意図的に仕掛けをするところもあるんですけれども、情報の氾濫を企業側、行政側が利用しているところもあるかもしれませんけれども、非常にびっくりするような情報が飛び交って、それに対して非常にお客様が不安を持って聞いてくる。その情報も見出しは不安をあおるようなもの、最後まで読めば、とはいうものの体に害はない。だったらそんな見出しを付けるなど言いたいんですけれども、非常にそういう氾濫がある。

もう一つはやはり輸入食品というものが非常に増えてまいりました。私どもも輸入原料、輸入食品をたくさん扱っておりますけれども、それに対して中身をどこまで保証できるのかということが企業の中でも非常に問題になっております。例えば、香料の問題一つをとりましたが、香料の成分開示というのは、これはその香料会社もしくはその香料会社が取引きをしているヨーロッパの伝統的な香料メーカーからの輸入であれば、その成分を開示しろと言ってもこれは非常に困難で、そんな開示を要求するような会社とは付き合わないということまで言われるような、私どもよりも何十年も歴史が長いようなメーカーさんもおありになるわけですから、特に輸入品については非常に安全性の確保が自分たちの力でやるには度を越して難しいというような状況ですけれども、だからといって手をこまねいているわけにはいかないのです、テレビ宣伝を使って安心ですよと言っている企業としては、可能な限り安全性の確保をしておかなければいけないという社会的責任があるのかなというふうに感じております。

一般の消費者の方々の心配はことほどさように変わってきているんですけれども、きょうの先生の、レジュメのごとく使わせていただきたいと思いますと思ひまして、76ページに責任あるリス



コミュニケーション、信頼できる情報源の確立と、透明性の確保、まさにこれは企業の窓口としてやらねばならないことを挙げていただいていたかと思います。特にこのコミュニケーションの専門能力の確立というところに企業の私のポジションがあるのではないかと考えて、日々、この委員にさせていただいたのも勉強させていただいているようなものだというふうに思っておりますけれども、あと受け手の把握ということで、消費者の方々がなぜそれを知りたいのかというところをきちんと把握するというところも、その専門的能力の確立の1つかなというふうに思っております。

安全に直接関係ないんですけれども、非常に判りやすい例として1つ御紹介いたしますと、例えば非常に多いといった賞味期限の問い合わせなんですけれども、賞味期限について教えてほしいと、ただお客様が電話したときには、賞味期限というのは表示してあるとおり、その日までがおいしく飲める期間で、それを過ぎても害はないんですよ。例えばウーロン茶でしたらそれを過ぎても3か月ぐらいは大丈夫。缶ならもっと大丈夫等々。ピールだと賞味期限はこうですけれども、やはり日頃皆さんお召し上がるのはできてから3か月目ぐらいですから、賞味期限を過ぎたものはほとんど期待できませんよなどというお話を一般論として話しますと、消費者の方々は自分が今、手元にあるのは期限を切れている。このぐらい切れているけれども飲んで大丈夫かということを知りたかったのかもしれないし、もしくは栓を開けてしまった。賞味期限は切れてないんだけど大丈夫なのか。それについて説明すると、ではその旨表示をするべきだという非常に厳しい御指摘に突如そこからお客様の言いたいことが変わってくるという可能性もありますし、例えば買って来たばかりにもかかわらず賞味期限が切れている。それはお店の責任かメーカーの責任かと、こういうふうになるわけです。それは期限を表示してある限りは販売店さんに御相談いただきたいということを申し上げると、それは販売店を指導する立場に企業はあるべきだと。そういう店には商品を卸してはならないとか、そういうようなお話になってきたり、ことほどさように賞味期限ということについて聞きたいといった1人のお客様が何を私どもに求めているのかはきちんとお客様とコミュニケーションをしながら把握していかないと判らないわけです。

それからもう一つ、こういうキャップの栓が硬いという御意見があった。言ってきた方が例えばお婆さんなのか、非常に力の弱いお婆さんなのか、実際あったんです。私は年寄りです。一人暮らしですけれども、お店から届けてもらうのは大きい容量ではないとお店が届けてくれないので2リットル入りのウーロン茶を届けてもらっている。だが、自分ではとても開けられないので、自分はたまたま中学校の学生さんの通り道になっている。朝ちょうど時間になると私は門のところ立っていて、人のよさそうな学生さんをつかまえて、これを開

けてちょうだいねと言っている。何とかもう少し栓はやわらかくなりませんかとおっしゃるわけです。わかりました、御意見ありがとうございました。それは御年配の方々は栓が開けにくい。難しいな、困ったな、しかし品質保証上はもうやはり硬さがある程度必要だなと。

今度は若いおにいさんから電話がかかってくる、硬いと。普通、若い方であれば簡単にあげられるはずですから、栓が硬いと言うのは、では硬過ぎるのは問題かなと。そうしますと、その方と話をしている、いつも硬いと思っているのか。であれば容器材料など業界全体で取り組まなければならない。今回、いつもより硬かったというのであれば、例えば、ロットを聞いて、そのロットでほかに硬いのがないかとか。つまり個別のそれこそきちんと特定の工場、特定のロットで硬いのであれば、個別の問題になるわけですから、対策をしなければならない。ただ一つ栓が硬いをとっても、どう解決しなければいけないのか。お客様はどのお客様が何を求めているのかということによってユニバーサルの考えをしなければいけないのか、それとも業界全体で構造的な問題に取り組まなければいけないのか。当社のある特定のロットについて何が問題が発生しているのか。それを読み取る能力が必要だ。それによって、お客様が解決してもらいたい問題も変わってくる。というところを消費者の方々の言っていることを、ただ栓が硬い、賞味期限が疑問であるという2つのことを取り上げても、コミュニケーション能力というものが非常に問われるのかなと思っております。

言ってみれば、命に直接かかわりのないような問題でもことほどさようですので、例えば成分は何なのか、それから最近飲んだけれどもおなかの具合が悪いというような話を聞いたときには、やはり安全性の問題ですから、直ちにそれこそ社内のありとあらゆる科学者の目を借りて解決にいかなければならない。もしくは、それこそインターネットを駆使して、海外の情報がどうなっているかということ調べなければならない。なおさら輸入食品であるとか、日頃私どもが品質保証に非常に困難を来している問題であれば、直ちに緊急の会議を開いて何かをしなければいけない。というようなステップを踏むべき、つまり平時のリスクコミュニケーションなのか、危機的状況のお客様の声なのかについての判断能力も窓口である私たちが非常に担っていかなければいけない。

もう一つは、やはりお客様サービスということからカウンセリング的な能力求められるかなと。例えば、先ほど申し上げた御年配の女性の方であれば、30分お話を聞いてあげることではこの場合は世の中全体から言えばある程度仕方がないのかなと。中学校のお子さんとは仲よくする1つのコミュニケーションを果たすから、まあいいわということで治まるのかどうか。そういうふうなことも含めて企業のサービスとしてある程度カウンセリング的な能力も必要なのかなというふうに思います。そういうことを繰り返すことによって、企業の信頼性とい

うのを高めて、何と申すのでしょうか、あそこの会社が発表するような情報であれば信頼できるよというようなことを積み重ねていかなければいけないのかなというふうに思っております。

多分事務局の方の次の議題かもしれませんので、先だつての食のリスクコミュニケーション大阪に参加しましたので、そのときの感想も合わせて申し上げさせていただきますと、やはりどうしても現在国がやろうとしているリスクコミュニケーションというのは情報提供をするということで一生懸命になっていて、なぜ、国民の方々が疑問や不安を持っているのかをくみ取ろうとするそのところの技術がまだまだ不足しているのかというのを痛切に感じております。

例えば、やはり消費者に本当に情報伝達しようと思うのであれば、ホームページに書いてあるから見ると、私どもの会社で最近情報管理の役員が出したメールなんですけれども、イントラに載っているではないか、メールで伝えたではないか、だから私はあなたに情報を伝えたはずだと、反応がないお前が悪いというような社内のコミュニケーションは払拭しよう。やはり本当に伝えたい情報はその相手のところまで歩いて行って、目を見ながら話さなければいけないということを言っております。

ですから、本当に伝えたい情報であるならば、昼間足の不便なところでやるのではなくて、どこでもみんなが気楽に集まれるような場所で、ひざ突き合わせてと言ったらあれですけども、勇気を持って平日ではなくて土日の夜というような形でのコミュニケーションの場というものを持っていく必要があるのかなというふうに思いました。私の現場からの発言ということで御了承いただければと思います。

関澤座長 近藤さん、どうもありがとうございました。かなり具体的な例を挙げていただきまして、日頃のお客様対応ということで御苦労なさっていらっしゃる面が紹介されたと思いますが、何か御質問等ございますでしょうか。

中村専門参考人 ありがとうございます。非常によく判ったんですが、賞味期限の問題とか個々の商品に関する御指摘は社内で解決できる問題なんですけれども、1つ質問を差し上げたいのは、いろいろお客様の声、消費者の声が相談室に寄せられるんですけども、そういったものをまとめて、例えば、会社、業界で解決できないものは行政に持っていくとか自治体に持っていくというようなルートがあるいは場があるんでしょうか。そういう手段があるんでしょうか。それがないと、せつかくの末端消費者の声がなかなか行政とか自治体に届かないと思うんです。

今日は食品のことなんですけれども、少し離れますけれども、医薬品メーカーにも薬相談

室というのが全社あるんですけれども、そちらで話をしたときに気がついたことなんですけれども、大衆薬を全部調べてみたことがあるんですが、大衆薬では添付文書というか能書が入っていますけれども、これを読まれる方は非常に少ないんですけれども、最初に近藤さんがおっしゃったように、何か不都合があったときにどこに相談したらいいのかということが能書にすら書いていないメーカーがたくさんあったんです。それはさすがに指摘したら書くようになった。

それからもう一つは、能書の書き方というのは厚生省の方おられるんですけれども、非常にパターン化していて、こういうフォーマットなんですよというふうになっているんですね。それが必ずしも消費者のニーズに合っていない。消費者が一番知りたいのはこういうものが含まれていますよということもさることながら、こういうときには飲んではいけません、こういうことはやってはいけませんという安全性、健康に関する情報が一番知りたいわけです。それが一番最後になっている。

それに対比するために、経済産業省が書いた電気製品の安全性に関するウォーニングのフォーマットの添付文書があるんですけれども、これはまずやってはいけないところはバツ印を書いて、こういうことはやってはいけませんということが最初に書いてあるんです。これは消費者ニーズの一番知りたいことを一番最初に持ってきている文書になっているわけです。そういうことが薬品にできませんかということをお願いしたい。

ですから、同じことを食品に関しても、製品に関しても、そういうルートが、場がありますかということをお願いしたいんですけれども。

近藤専門委員 企業だけの意見というわけにはいきませんので、当然のことながら、例えば、私どもは農水省の傘下の企業だと食品としてそうなりますので、1つは食品産業センターという食品産業メーカーの業界団体があります。そこには農水の方々との交流も絶えずございますので、そこで食品メーカーの問題点、つまり消費者から寄せられていて、例えばこの法律は非常に判りにくいであるとか、表示についてこういうふうな、つまり義務で決まっているような表示もありますので、こういうふうな表示に変えるべきであるとかいうことは、消費者の声を基にして企業の相談部門のような方々の集まる会合というのがありますので、神田さんとか犬伏さんとかもその会合でよく御一緒になるんですけれども、そういうところで消費者の疑問を解決するための企業グループ業界が一緒になって行う解決もありますし、それから、それは国とやり取りしなければ解決できない問題は、業界団体を通じて、農水省の外郭団体がありますから、そういうところを通じてお願いしていくという形になります。そういう形では清涼飲料工業会であるとかあります。

それからもう一つは、食品だけではなくて、今、薬品のこともおっしゃっていただきましたし、例えば、家電さんの取扱説明書というのは非常にどんどん変わっていて、家電の安全性というのは非常に大変な問題がありますので、変わってきますけれども、女性同士のそういう消費者のニーズをとらえる横の勉強会、横断的な業界の勉強会がありますので、そこで他業界の勉強をしながら、この業界ではこういうふうに対処書を書いているねと、では、うちの業界もこういうふうに対処していこうねとか、消費者教育パンフレットの作り方はこの業界のパンフレットはいいね、悪いねということをやすりすりするというのは業界同士のつながり、それから業界団体と行政のつながりというものはそれなりに、まだまだ不十分ではありますが、かなり食品メーカーのここ2、3年のいろんな不祥事等々ありましたので、画期的に進んでいるかなという気はしています。まだまだ不十分ではありますが、7、8年前に比べれば、ここ2、3年は相当な勢いで行政との情報交換でも進んできているかなと思います。

関澤座長 大変どうもありがとうございました。今日欠席の唐木委員からも実は御意見のメールがございましたが、皆さんがいろいろな意味でこれから食のリスクコミュニケーションを考えていく上で共通ベースを持っていく、もう一つは、それぞれの現場でお持ちの問題点を紹介していただいて一緒に考えていくということは大変大事なことだと思います。ここで私はイントロ的なこととお話しさせていただき、近藤さんからはお客様相談という立場からのお話がありました。また今後こういったものを是非続けていきたいと思いますが、一応ここで議論はこれに関しては打ち切りとさせていただきます。

それで、次は大阪で開催されました食のリスクコミュニケーション意見交換会について御報告をお願いしたいと思います。

西郷リスクコミュニケーション官 それでは資料1をごらんいただきたいと思います。先週の金曜日でございます。11月の28日に大阪の阿倍野区民センターというところで、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省の主催と、あと農林水産省技術センターの共催をいただきまして開催いたしました。参加者はそこに書いてございますように、これは私どもで確認が取れているだけでございますけれども、大体300人のホールだったんですけれども、余り空席なくお陰様で開催することができました。

議事につきましてはこのとおりずっとありますけれども、食品安全委員会からは寺田委員長、あと小泉委員が出張いたしました。それから当専門調査会からは先程御紹介がありましたように近藤さんにわざわざ大阪まで行っていただいた次第でございます。

それで、基調講演としまして木下甲子園大学学長先生で、コミュニケーション論の大家で

いらっしゃるのでございますけれども、基本的にリスクコミュニケーションの技術というかそういうことにつきまして若干の新聞の例だとかいろいろあるいは行政の例だとか、こういう点がいかにとか、こういったところがよくなったとかいうところにつきまして例示をしていろいろ御講演をいただいたところでございます。

その後、パネルディスカッションということで、寺田委員長をコーディネーターといたしまして、そこに書いてある皆様方にお集まりいただきまして、いろんな、要するに、今の食について何が不安なのかとか、リスクコミュニケーションに必要なのはどんなことだろうかとかいったようなことについて御議論いただきました。

これはまた未定稿でございますけれども、こちらのメモでやっておるわけでございますが、議論の概要につきましては、一応後ろから3ページぐらいわたってございます。特に例えば外食を展開するがんこフードの小嶋さんからは最近食材をいいのを買ってくるが、どこでどう作られているかについても国内外とも管理をしていかなければいけないとあるとか、安全面の点から管理をしているとか、それから先程近藤さんから紹介がありましたように、近藤さんからは消費者が何を知りたいのかを的確に知って対応しないとコミュニケーションは成り立たないとかいうことがありました。

それで、意見交換の意義としては、ジャーナリストの平松さんからは参加した人は一人ひとり、この300人だけではなくて、こういうことがあった、こういうことがあったと輪を広げてほしいというふうなお話もございました。

それと自己責任といったことについて、情報の開示には当然自己責任ということが出てくるんですけども、それについて若干戸惑いがあるということだとか、あとそもそも質問を見ますと、まだリスクとかコミュニケーションとかハザードとか、片仮名の言葉がわかりにくいとか、あるいはリスク分析そのものがチンプンカンプンであるとか、あるいはリスクコミュニケーションをやっただけでは基本的にはリスクは低減しないのではないかとというような質問が出るぐらい、やはりリスクコミュニケーションそのものがまだ御理解が進んでいないという点が認識されたところでございます。

あと4ページ以降に当日おいでいただいた方のアンケートの集計、まだ基本的には生の集計というか、あと御意見についてはそのまま全部書き写したような形になってございますが、基本的には大体6ページの上を見ていただくと、基本的には満足感は得られたかなと思います。満足、大体満足というのが多かったということでございますけれども、特に木下先生のお話がよかったとか、パネルディスカッションがいろいろな立場の方の話が判ってよかったというのがございました。ただ、時間が少なくて若干不完全燃焼だったとかいうふうなこと

もあるようでございます。こういったところでいろんな立場の方が本音でしゃべっていただくのがいいんだというふうな御意見もございました。

それから10ページを見ていただきますと、問8でございますが、3つぐらい選んで、今後どのようなテーマで、要するに、リスクコミュニケーションというか意見交換というか、情報の共有をしたいかというふうなところを聞いたところ、表示の話でございますと輸入食品、それから残留農薬、食品添加物、遺伝子組換えといったようなところがやはり何となく情報がほしいと皆さんおっしゃっているところなのかなというふうに思われます。これにつきましては、まだ未定稿でございますので、出席者の御確認を得てからまた完全な形としてホームページ等に掲載したいと思っております。以上でございます。

関澤座長 ありがとうございます。この意見交換会には先程、近藤さんからも御出席された際のコメントを紹介していただきましたが、委員長の寺田さん、それから委員の小泉さんも御出席いただいていると聞いていますが、何かございますでしょうか。

寺田委員長 今説明があったとおりなんですけれども、4つぐらい簡単に言いますと、1つは今言われましたように木下先生はリスクコミュニケーションというのを完全に技術論で割り切っておられて、そのプリンシプルに欠けるなというようなところもありましたけれども、技術論の非常に詳しい方で、ああいう方のテクニク論であるということが非常に印象的でしたし、それからもう一つは、2番目がこういうコミュニケーションの場が最初のうちはこれではないし、あと1年ぐらいは政府としてこういう一般的な取り組みに関してのリスクコミュニケーションの場をつくるべきですけれども、ぼつぼつそれにプラス個別化したものに関するリスクコミュニケーション、具体例を、少し厳しいですけれども、評価をしてどういう管理をやっているかということをやっていく時期が来つつあるのかなというような感じがいたしました。

それから3番目が、これはこちら側の問題ですが、飯田さんという大阪の方で消費者団体で頑張っておられる方が、連絡が非常に遅いと。リスクコミュニケーションそのこと自体がなってないのではないかというようなことを言っておられました。それは全くそのとおりで、こういう会をやるときに私どものフォルトなんですけれども、ちゃんと前もって相当時間を空けて、少々厳しいことがあっても時間を取ってやらないと実りのあるものがないのではないかということ。それから討論の時間をもう少し延ばして、これだけの人数だと、それはここでやられることなんですけれども、やはり notification、特に一般の消費者の方が来てもらうためには相当前もって時間の余裕がないと来られないというようなことで、そのとおりだと思われました。以上です。

関澤座長 ありがとうございました。次に小泉さんからコメントをお願いします。

小泉委員 そんなに多くはない。私は双方向の取り方が諸外国、日本以外の国とは全然違うのではないかと。日本人の特性ですね。そういったものを利用しないとフロアからの意見がほとんど出ないんですが、大阪ではかなり時間が短かったのもあるかもしれませんが、かなり多くあって感心したんですが、今まで何回か行ったところでは、一生懸命こちらから働きかけてやっと2人ぐらいというようなことがありますので、今後はやり方の規模とか双方向のやり方をもう少し詳しく検討しないとだめではないかなと思いました。

関澤座長 貴重な御指摘だと思います。意見交換会もかなり回数を重ねておまして、委員長寺田さんから、今後個別的な問題に取り組むべきではないかのご指摘がありましたが、まさにそのとおりだと思います。これまでせっかく積み重ねられた経験をきちんと整理されて、是非そういったことを今後検討させていただければと思います。よろしくをお願いします。

次は各省庁の取り組みの御紹介ですか。最初に内閣府、次に厚生労働省という順でお願いします。

西郷リスクコミュニケーション官 資料2の1をごらんください。これは前回お配りした、前回の会合から後あったものにつきましては下線を引いてあるところがございます、一般募集について、農業について評価が1つ出ましたので、その意見の募集が始まったところです。

1つめくっていただくと、先程ございましたけれども、いろんな意見交換会が3府省で共催しているのがずっと進んできておまして、やってきているとか、あるいはいろんな地域だとかコミュニティー、学術会議とかいうコミュニティーに委員が出張していろいろな意見交換をしていっているというふうなことがございます。

それから、食品安全モニターにつきましては、今回調査の結果が出ておりますので、勧告広報課長から報告いたします。

藤本勧告広報課長 参考資料4というのが後ろの方にあるかと思いますけれども、そちらの方をごらんいただければと思います。食品安全モニターというのは御承知のとおり、委員会が発足して公募という形で470名の方をお願いしておりますけれども、毎月随時意見をいただくような形で進めております。それと前回も御説明いたしましたけれども、テーマを決めてアンケート調査を行い、御報告したところでございます。

9月につきましては、随時報告の意見でございますけれども36件ありまして、10月につきましては、お手元でございますように65件程御意見等いただいたということでございます。



9月分につきましても10月分につきましても、こういう形で意見等を整理させていただきまして、委員会に御報告させていただき、ホームページで掲載するという形にしております。

いろいろ意見の内容というのは広範にわたっておりまして、委員会の関係で、影響評価の関係とかリスクコミュニケーション関係の意見等もございますけれども、やはり多いのがリスク管理関係で、具体的な基準設定とか管理の仕方の意見が多ございます。これらにつきましまして、基本的には管理機関の方で今後の施策に役立てていただきたいということでお願いをしているところがございますけれども、できるだけリスクコミュニケーションの一環も兼ねましてコメントを意見に対して付すような形で整理させていただいているということで御報告までさせていただきました。

関澤座長 かなりのページがございます。さっと目を通していてもたいへんですが、何か御質問等がございますでしょうか。もし、ございませんでしたら、大変時間が限られていますので、厚生労働省の方をお願いします。

外口大臣官房参事官 それでは厚生労働省の最近の意見交換会の取り組みについて説明させていただきます。資料2-2を御参照願います。

資料2-2、まず1ページの2のところにありますように11月4日以降の取り組みとして、ここに書いてある4回の意見交換会、これは3府省共催でやっております。実際、共催と申しましても、それぞれにどこかの府省が中心になってやるということになっておりますので、例えば、前回の大阪の方は食品安全委員会が中心になってリスクコミュニケーションを中心にやったわけですし、その前の仙台の方は、厚生労働と農水がわりと中心になって食品添加物を中心にやりました。

それから、次の2ページにありますように、12月の5日、16日、これは厚生労働省が中心になって食品添加物をやはり中心になってやりますし、12月9日と15日は輸入食品の安全確保、主にこれからつくる監視指導計画の内容等を含めて輸入食品を中心にしている予定です。

それで、最近の取り組みの中で私どもが重視しているのが、その2枚目の紙にありますように、アンケートを必ず取るようにしておりまして、これを見ると大分今後どうすればいいかというのが判ってくるわけでございまして、例えば、札幌とその次の仙台と2枚入っておりますけれども、そのクエスチョン6を比べると、クエスチョン6のまたその中の小問のQ1で意見交換の時間が短いというのを比べると、札幌では意見交換が短いというのが非常に多いけれども、仙台では少なくなっているんです。これは意識して意見交換の時間を仙台の方は延ばして、そのかわり仙台の方では逆に行政の説明が短いとか、そういった御批判もあ

るわけですが、あちらを立てればこちらが立たずですが、やはりそれはそれとしてテーマを絞っていけば、説明の短さというのはある程度工夫できると思いますので、やはり意見交換の方を重視していきたいと思っています。

それからあと意見交換の方法も一方的な説明であると。我々も意識しているので、設問の中に入れてはいるんですけども、一方的な意見になっているというのがあるので、この間から少し工夫して、必ず質問に答えたら、その答えに対するコメントをできるだけもらおうというふうに心がけるように始めたところです。ただ、それをやったにもかかわらず、更に今度その上を要求する、要求水準の高い御意見があって、それをやった後で単なる質疑応答で意見交換になっていないという更なる課題をいただいたので、またよりよくするために努力していきたいと思っています。以上です。

関澤座長 先程の食品安全委員会、厚生労働省、次に農林水産省の方からもございますが、貴重なアンケート、その他の資料が積み重ねられておりますので、是非これを私たちの方も分析させていただきたいと思っておりますので、事務局の方はお手間でしようけれども、もう少し何か整理していただけると大変ありがたいと思っております。では、次に農林水産省からどうぞ報告ください。

姫田消費者情報官 農林水産省ですが、お手元の資料 2 - 3 で御説明いたします。

「最近の状況と今後の予定」ということで、過去のものも入っておりますが、11月の13日には大臣と消費者との意見交換会をやったところです。その後、先程寺田委員長からもお話しございましたように、私ども東京で今行っておりますテーマ別の意見交換会を非常に重視して実施しております。これにつきましては、食品安全委員会、厚生労働省さんも御参加いただきまして実施しているところで、これは前にも御説明しました残留農薬とかでございます。

それからあと11月10日には家畜に使用する抗菌性物質についてということで、これは開催いたしました。これにつきましては、残留農薬は一般論としてお話いたしました。家畜に使用する抗菌性物質につきましてはこの後、食品安全委員会さんの方に諮問する中身について意見交換をしていただいたということで、我々の方からこういう方針でやりますということをご提示して、かつ意見交換を図ったということでございます。

それから19日は食品表示、それから26日、あと食品表示は開催予定となります。開催しております。それから牛のトレーサビリティとカドミウム、これは12日にそれぞれ開催する予定でございます。カドミウムにつきましては、これは厚生労働省さんと私どもと全くの両方の省の主催で、今後のやはりコーデックスでの意見の出し方ということで、具体的な中身について意見交換を図っていくということで、リスク管理の一つの現実的な管理の中でやっ

ていくということにしております。トレーサビリティについては、今行われていることについてやっていくというようなことでっております。順次これはそれぞれこういうハザードごとに今後も開催していく予定です。

大阪の方で、先程も委員長から御紹介ありましたように、今東京でだけやっているわけなんですけれども、やはり大きな大阪とかではこういうものについても実施できればということで、まだこれから体制が十分整っておりませんが、体制を整え次第やってまいりたいと思います。

後ろのにつきましては、先程安全委員会なり厚生労働省さんと全く同じでございますので、省略いたします。

それから、地方農政局なり農政事務所が私どもありまして、(4)でございますが、これはリスクコミュニケーションということでストレートにはございませんが、シンポジウムとか意見交換会を延べで言うと361回、パネラーや講師の派遣は1,449回ということで、細めにやっているという状況でございます。あとは政府広報を通じた情報提供等を行っています。

3ページ目でございますが、先程御紹介いたしました家畜に使用する抗性物質に関する意見交換会の概要ということで、このときはいわゆるこういう円卓方式で、一般の方に傍聴に来ていただいた。消費者委員については既存のというか、今日来られている神田さんや犬伏さんの団体だけではなくて一般公募でアドバイザーの方に選んでいただいて、ある一定以上の議論ができるとアドバイザーの方が考えられた方に入っていただいてっております。それで、それぞれ消費者、生産者、製薬業者、アドバイザーということで、それぞれのいわゆるステークホルダー、利害関係者間での意見交換を行っております。

それからあと、次は食品に関するリスクコミュニケーションということで簡単にアンケートの集計結果を書いてございますが、全体としては評価するということが非常に多かったと感じております。

あと、お手元に12日の牛肉のトレーサビリティとカドミウムに関する意見交換会のプレスリリースを付けさせていただきます。以上でございます。

関澤座長 どうもありがとうございます。3府省から活動の御紹介がありましたが、何か御指摘の点がございますか。。

近藤専門委員 傍聴先着云々とあるんですが、この傍聴は一般の消費者の方が来られているケースが多いんですか、それともマスコミとか。

姫田消費者情報官 一般の消費者の方、そのときそのときのスタイルによっていろいろあるんですけれども、例えば、抗菌性物質のときは意見を出していただく方が一般公募が3回

体になりましたので、一般の消費者の方々が傍聴に回られた。あとほかの大きなところでやるもの、円卓方式ではなくて、今回の牛のトレーサビリティなどは消費者の方は意見交換の対象として、傍聴というのはむしろ業界の方かということで、業界の方には発言いただかないという形で、消費者と役所という形でやりました。そのときそのときによっていろいろ違います。一般傍聴ということで切った場合の傍聴というのはかなり企業の方が多ございます。

神田専門委員 リスクコミュニケーションの開催の仕方として3府省が共催の場合ということで、そうは言ってもどこかが中心になりながらということがあったので、その中心になりながら共催だと、どこかが中心になるけれどもその3者がかみならず出席をしているという意味なんでしょうか。それからもう一つ、2省間の完全な共催という形で、幾つかそういったパターンがあるのかなと思いついてお聞きしていたんですけれども、先程の抗菌性物質の件については完全な共催というような表現をなさって、一緒に、それはどんなふうにやっていらっしゃるのが1つ。

それからもう一つ、よろしいですか。カドミウムについて例でお話ししたいんですけれども、例えば、先程の抗菌剤のことについては食品安全委員会に諮問するのにこれでいいだろうかという形での場だったと。それでカドミウムについてはコーデックスへの意見を出すためにというか、そういう具合でやると。そういう形でねらいが少し違うということもありません。例えばカドミウムなどについて、何が言いたいかということ、リスクコミュニケーションをする日程の設定の仕方なんですけれども、このカドミウムの例で言えば、もしかしたら記憶が違っているかもしれないんですけれども、たしか12月の15日にコーデックスの意見を出すのではなかったかなという記憶があってお聞きするんですが、12日にこういった形で意見交換会をするという日程の設定の仕方によっては、本当にここで出した意見がどういうふうに扱われるのかなという形で、心配がどこかにあるのではないかと思うんですが、そういった日程の設定の仕方のところはどういうふうに、忙しくて大変だというのは非常によく判るんですけれども、少し気になるなと思います。

姫田消費者情報官 まず、共催の考え方ですが、地域のものは、どこが実際の実務をやるかは別にして3府省全くの共催で今やっております。今、私どもの方からお話しした個別テーマについては、農水省のリスク管理の上でやっているものでございますので、農水省が主催でやっています。ただ、今回のカドミウムについては厚労省と両方のリスク管理の問題でございまして、今度のカドミウムについては一緒にやらせていただくということになっております。それぞれについて、勿論、東京でやるときは安全委員会さんなり、厚労省さんの担当あるいはリスコミの担当、それぞれ出ているという形になっております。勿

論、厚労省さんでやる部分も、その逆で同じでございます。

それから、日程でございますが、このカドミウムにつきましては、データの整理を厚労省と私どもの方で鋭意やってきたというのが、一生懸命やってきてここになってきたというのが、遅くなってしまったというのが一つ。それから、15日に御存じのように提出期限だということで、それまでにやらなければいけないということでぎりぎりの日程設定になったことをおわび申し上げます。

それから、ただ、これはコーデックスにまず出す意見でございますので、この後、コーデックスの間で、来年の多分6月ぐらいまでいろいろと、いろんな場面が出てまいりと思えます。そのときにそれぞれに応じてまた意見交換会をやりたいと思っておりますので、これがこれ一回やったからこれでもう終わりということではなくて、まず出す前にやろうと。それから出してからまたコーデックスでの意見交換をやるときにやろうと、そういうようなことで、あるいはそれを最終的にコーデックスが決まった後、また我が国でのリスク管理をどうやっていくかというときにもやろうということで、最終的にこれで我が国のリスク管理を決めるということではございませんので、いろんな段階でやらせていただくということで考えておるといことで、ちょっと今回、日程が厳しかったのは私ども非常に反省しているところでございますが、そこは御理解いただきたいと思えます。

関澤座長 よろしいでしょうか。

神田専門委員 しょうがないですね。

三牧専門委員 済みません。資料4の、ちょっと話が変わるんですが、安全モニターの報告、これは非常にありがたく見させていただいているんですけども、これの答えの出し方というかコメントの出し方なんですが、先程近藤さんもおっしゃられたように、回答はお客様が何を求めているのかというのがとても大事になっています。そしてお客様は結論を求めます。この質問に対して、厚生労働省さんのコメントがあります、農林水産省さんのコメントがありますと、できれば、だから最終的にはこうなんだという出し方をしていただいた方が助かるのです。

いろいろ状況的に難しいのかもしれませんが、私たちがお客様と接しているときにお客様の意見を聞いたときに、それを回答したときに、この意見はこうです、この意見はこうですと言っても、だから最終的にはどうなんだということが一番求められます。そういいながら私たち企業の場合は自分たちで安全だと言うと絶対信じてもらえません。与えられた安全という言葉はほとんど信じていただけないというのが現実にあります。クレーム対応ではすごく大事なのです。最終的に、結論的に国としてはこうなんですと言えると、僕らにと

ってはずごくありがたいんですが、そういう意味で、こういう質問に対しては各省庁の意見があって最終的にはこういうことなんだよということをもし出していただけるのであれば、非常にいいと思っておるんですが。

関澤座長 いかがでしょうか。今、ここですぐにとすることはできないかもしれませんが、ごもっともな御意見だと思います。今のところは各府省それぞれでお答えになっているということなんでしょうか。

藤本勸告広報課長 モニター報告につきまして御指摘の点も踏まえてまたよりいい形でできるような努力はしていきたいと思います。ただ、これの趣旨につきましては、個別にとりわけリスク管理関係の施策などが多ございますけれども、一つ一つ御意見があったということを広く皆さんに提供していくとともに、それを受け止めて今後の行政の参考にしていただくということで取り扱うということにしております、なかなかここで結論を一気に書くというのはなかなか難しいテーマも多ございますので、そこら辺やや限界があるというのは御承知いただければありがたいのかなと思います。

ただ、これまで往々にして行政側でよくあるパターンは、意見だけを羅列するというパターンで、情報提供だけで終えていたんですが、できるだけ例えば現状の施策はどうなっているかとか、現状の管理側のその取り組みはどうなっているのか、あるいはお答えできるものがあれば答えていくということで、そういう意味でコメントをできるだけ関係省庁の御協力をいただきまして付けさせていただいているということでは、私どもできるだけ前向きにやっているつもりでございます。

それと各省ごとになっておりますのは基本的にはそれぞれの所管省庁の関係からということでコメントいただいているということでございます。例えば食品表示の関係などがございまして、今、厚生労働省さんと農水省さんの方で共同会議を持って連携してやっている。共同してやられているということで、できるだけそういうところで一緒になってやれるものは連名の形でコメントをしていただくような工夫はさせていただいております。

関澤座長 どうもありがとうございました。1つ私の方からで恐縮ですが、農林水産省では省内でリスクコミュニケーションの講習会を甲子園大学木下先生を招いておやりになったというお話も伺っております。そういったこともまた専門能力の養成ということでは非常に貴重な試みであると思いますが、講習会の成果の御紹介をお願いできますでしょうか。

それからコーデックス対応委員会というものが作られているということが食品安全委員会の意見交換会のときに御紹介がありましたが、先ほどの神田さんの御質問に対して、コーデックスに日本としていろいろな方が参加して対応していくという仕組みができつつあるそう

ですが、そういったものについてもまた御紹介の機会があってもよいかなと思いました。

それでは、各府省の取り組みについてはこれで今日は1つの区切りとさせていただきます。それで、今日の議題のうち最も重要なものの1つだと思いますが、このリスクコミュニケーション専門調査会としてまとめといいますか、今年行ってきた取り組みを整理して、また国民の皆さんに還元していく報告書のまとめの案を事務局の方でお作りいただいていると聞いていますので、御紹介ください。

西郷リスクコミュニケーション官 それでは資料の4を、2枚目でございますが、ごらんいただけますでしょうか。今日、この調査会は3回目でございますが、要するに、とりまとめというのはまだ考えてみたらリスクコミュニケーションというのは何かというような議論をまだしているところがございますので、何でございますけれども、ただ一方で食品安全委員会の本委員会の方からは年度末目途に、わが国の食のリスクコミュニケーションの現状と課題みたいなことについて、その時点のことでいいので何かとりまとめてほしいというふうなマンドートが来ているところがございます。

それで、今までの議論などと、それから今置かれているようなところの状況を踏まえまして、こんなところなのかというのを若干羅列だけさせていただいて、非常に事務的な羅列をさせていただきます。なので、今後要するにこういった方向でよろしいかという点と、足りない点とか余計な点が多分あるかと存じますので、ここで若干御議論いただいて、何回かこういうスケルトンと申しますか、を作るための議論をしていただいて、できればその後いろいろ各委員に分担する形で御担当いただくような形で、もともと要するに事務局が作文してたいていくというよりは、どちらかと言うと、委員独自の議論の結果を反映させるというような趣旨でございますので、そういった形で事務局の方としているような情報の提供などをさせていただければというような趣旨でございます。

資料4を見ていただきますと、事務局のとりまとめの項目案ということで一応させていただきました。題名は本委員会からいただいております「わが国の食のリスクコミュニケーションの現状と課題」、当たり前と言えば当たり前ですが、これを一応課題としております。

問題の構成でございますが、まず1つ目に基本的な考え方、今日座長からの御講義もございましたし、それから実際前線に立っていらっしゃる方の御苦労のお話もございましたが、基本的に要するに食のリスクコミュニケーションというのはどんなことをやっていかなければいけなくてという考え方について、例えばその理念というところについては情報の開示の考え方でございますとか、双方向での意見交換だとか、関係者の要するにコミュニケーションに参加するのはどのような方々かといった考え方とか、あるいはリスク分析での枠組みに

おける位置付け、先程座長から御説明をいただきましたいわゆる国際機関での御議論であるとか、コーデックスが各国に勧告をしようとするところでございますので、そういうふうな中での位置付けだとか、その位置付けが今度の7月からの法体系の中に実はあらわれているわけでございますけれども、それでどういうふうになっているのかといったことについてもう一回ここできちんと認識し直す。法体系というのは食品安全基本法だったり、食品衛生法でありましたりとか、あるいは農薬その他のいろいろ個別管理法でございます。

それで、現状ということで、あれでございますけれども、7月以前と以後と分けて考えるということにしようかと思っておりますが、基本的な食品安全委員会ができた1つの問題というのはBSEの問題がございましたし、BSE問題検討会の報告書にいろいろございますが、御指摘のほかに実例として例えばダイオキシンのときの問題とかO157のときのものとか、その他、最近ではメチル水銀の話だとか、いろいろ政府の発表、我々がリスクコミュニケーションと呼んでいたかどうかは別でございますけれども、そういったときの問題点というか、政策の中身というよりはコミュニケーション上の問題点でございますね。といったところとか、あるいはその後、毎回毎回御報告申し上げているところでございますけれども、どんなことをやっているかということですね。これは各府省、それから幸い東京都の小川さんもいらっしゃいますし、それから平社さんのように埼玉県で県民の委員になっていらっしゃる方もいらっしゃいますので、地方公共団体の実施の状況でございますとか、あるいは食品管理事務所の取り組みといたしましては最初言ったように近藤さんとか、あと三牧さんとかいらっしゃいますし、その他いろいろのことも行うと思えます。

それから、消費者が求めているリスクコミュニケーションというのは情報の出し手が考えているのとは若干違うということがいつもあるわけございまして、その辺のところについてもやはり把握していく必要があるのかなと思っております。

それで、一応ケーススタディとして、7月以降のケーススタディというのはなかなかないんでございますけれども、先程、管理省庁の方からいろいろ御紹介ありましたような問題だとか、例えば、カドミウムとか耐性菌の問題でございますとか、組換え食品とかBSEとか、当委員会でのそろそろ評価視点にかかるようなものに関しまして、どのようなコミュニケーションををしてくれているかといったことについてのケーススタディというか、実際にどうなっているかということになるんでございますけれども、分析がどこまでいくのかでございまして、書いてみたらどうかと。

それから、そういったことで現状はそこまで来ているということで、今度は課題でございますけれども、実施の考え方ということで、先程座長の御講演でもございましたけれども、



目標設定の考え方、それから唐木さんも、口酸っぱく目標をどこに置くかとかという考え方ですね、ということについても例えば情報の出し手については合意を形成したいということもあるわけですが、必ずしもリスク分析の考え方ではなくて情報の共有までだというふうなことがございます。

そういったところの考え方だとか、あるいは関係者といいますと役割がいろいろあるわけですが、国、地方公共団体、関連事業者、メディアあるいは研究学会とか、あるいは教育の方々等の役割はどう整理すべきかとか、あるいは情報公開と、必ずそうすると知的財産権とかプライバシーの問題が出てくるわけですが、それをこのリスクコミュニケーションでどう整理していくのが一番合理的であるかというふうな問題とか、あるいは実際の方法論でございます。木下先生の御講演でもございましたが、いわゆるそういうものとか、あるいは電波とかインターネットとか印刷媒体であるとか、そういった問題。それから実施に向けての課題ということで、よく例えば人材がないとか、ファシリテーターの問題だとか、それからタイミングの問題でございますね。それから問題が起きる前からコミュニケーションを始めるということだとか、いろいろございますけれども、そういう問題とか、あるいはリスクコミュニケーションに関しての研究といったことがいろいろされてはおるんですけども、若干食のリスクコミュニケーションにターゲットのあった研究というのはそれほどたくさんあるわけでもなくて、そういったことについてどういうふうにしていくかということでございます。

それから、よくこの専門調査会でも御議論になりますけれども、教育と申しますか、教育と申しましても必ずしも学校だけではなくて、いわゆる食生活に対する何か国民の理解がどんどんどんどん減ってきているのではないかというようなところで、そういった教育との連携みたいなことについても書かなければいけないわけです。

それから、参考といたしましては、勉強することといたしております他分野のリスクコミュニケーションですから、諸外国、これはアメリカとは勉強をやったことがありますけれども、今後、欧州の関係者の来日が予定されておりますので、そのときにも勉強会など開いたりと思っております。

それから、よくある質問とか、あと基本的な用語集みたいなものを付けてやると一応とりまとめになるかなというふうな形で整理してございます。以上でございます。

関澤座長 ありがとうございます。先日、用語集について各委員について意見を求めるものが配布されましたが、あれはもうコメントは締め切られたのでしょうか。

藤本勸告広報課長 11月中に御意見をいただければ、もし気付く点があればということで

作業をさせていただいております、それを今整理しつつ、また作業を更に進めておるところでございます。

関澤座長 用語集のことについてここで詳しく話をする時間はございませんが、やはり皆さんの共通のベースとなるものだと思いますので、本当はもう少し時間を掛けていくとよいかなと思ひながら拝見させていただきました。

資料4に事務局の方で用意していただいた15年度のとりまとめ案があります。これもいつまでに、また執筆も分担という御提案もあったわけですが、その辺についてはどういうお考えでしょうか。

西郷リスクコミュニケーション官 基本的には15年度と申しますと3月でございますので、3月中には何か、ぴったし3月ということではございませんけれども、3月中には何らかの文章としてでき上がるような形にしたいと思っております。

分担といっても別にそうでなければいけないということではございませんけれども、せっかく各方面の方々がいらっしゃいますので、その方がより実りのあるものになるのかなというふうに考えた次第でございます。

関澤座長 お聞きしましたのは、この案全体についてこういう形によろしいかということがまずあります。この場で勿論いろいろ御意見をいただきたいのですが、ある程度の時間のうちに枠組みはきちっと決めていかないといけないと思ひます。唐木委員からのコメントがありました。私たちのリスクコミュニケーション委員会というのはある意味では全く新しい取り組みを行っていると言えるのではないかと思います。それなりに国民や各界の期待があって、どういうことをやってくれるのだろう、何をやるうとしているのだろうということの関心が今のところは高いと思ひます。この15年度、3月までに、やはりこういったことが大事なんだよということをはっきり目に見える形でまとめるというのはたいへん大事なことでないかと思ひます。その意味で、この報告書は単なる作文ではない報告にしなければいけないなと思っておりますが、何か御意見ございますでしょうか。

小川専門委員 非常にこの報告書は重要なものになると思ひますけれども、まずこの報告書を作る目的とか活用方法とか、何でつくるんだということが明確にしておかないと、せっかく作ったものが生かされないということになるのではないかということが1つと、それからリスクコミュニケーションの範囲というのが府省庁がやる場合と、それから自治体がある場合と、企業がやる場合、例えば企業の場合、先程お客様相談室のいろんな受け答えがありました。ああいうものもやはりリスクコミュニケーションというふうに考えるべきなのか、それとも意見の交換会みたいな face to face のそういう場を持ってやることを考えている

のか、どうもその辺については皆さんそれぞれがまだ意思統一がされていないような気がして、私はリスクコミュニケーションというのはいろんなやり方がたくさんあるのではないかと思うんですけども、そうなってくると、その辺のところの要するに、書きぶりみたいなものを意思統一しておかないと、何かばらばらになってしまうような気がするんですけども、ちょっとそれは私の意見で申し訳ございません。よろしくお願いします。

関澤座長 いかがでしょうか。最初の事務局の御紹介は寄せ集めとは言わないまでも、とにかく今考えられるところを並べてお出しいただいたというふうに伺いましたが、もう少しまとめ方そのものについて御意見等ございますでしょうか。

神田専門委員 済みません。中途半端ですが、この会は今日で何回目でしたか。3回目ですね。勿論、まとめをして課題をはっきりさせていくということは必要だと思うんですけども、これを見たときに、ではこの項目でいいのかということも、やったことを基にして、ここで討議したこと、論議したことを基にしてまとめというのを作るのが原則だと思うときに、この項目でいいのかとか、欲張り過ぎているのではないとか、そういったのをまだお聞きした範囲ではすごく感じますので、どうしたらいいのかと思いながら聞いておりました。

関澤座長 そうですね。確かにおっしゃるとおりです。

平社専門委員 先程呼び掛けを行いました例えば試食会を私のところでやるんですけども、その試食会というのは要するにこういう会議だけではなくて、1つの物を介して、食べ物を介しているんな話をするという、そういう1つのコミュニケーションの場にしようと思はれているわけなんです。ですから、そういうものも例えば取り上げて中に入れていくと何か厚みができたような、実際にやったという実感ができるようなものがまとまるのではないかと思うんですけど。

関澤座長 各委員からそれぞれの取り組みを持ち寄るということでしょうか。

平社専門委員 そうですね。

関澤座長 これはこれから3月に向けて私たちがやるべきことの1つとして、大事なように思いますが。

中村参考人 今の御指摘にも関係するんですが、このとりまとめ項目という、とりまとめですから完璧性はそれほど必要ないんですよ。そうすると、今、神田さんがおっしゃったように、今日は3回目やって、討議して、ある程度合意というのか、そこは皆さんがこうなっていないかなと思ったことが反映されればいいのであって、余りに突っ込んで、リスクコミュニケーションというのはどんなものなんだといういわゆる完璧性のある教科書的なものではないような気がする。

ですから、ここで討議されて、なるほどこの場で出てきて話し合ってみるとリスクコミュニケーションというのはこんなものなんだなと思ったことを正直にここに反映できればいいので、ある程度記録も取られていますし、ざっとたたき台のペーパーを作ってください、それを合意した部分というか、皆さんがある程度概念を統一した部分、共有した部分を反映させてものでいいのではないかと。余り立派なものをつくる必要は僕はないと思うんですけども、おっしゃるとおりで。

関澤座長 余りきれいなものをつくるよりも実際やってきたことを総括すべきであるということでしょうか。

中村専門参考人 そうですね。むしろ3の課題のところをもっとコミュニケーション専門調査会でもっと深めていくべきことが、トーンが出れば、問題提起の方がいいのではないかという気がします。

関澤座長 そうですね。まだまだ始まったばかりで、3回ですが、やはり何が問題で、何を目指していくかということに新しさというか、があるのではないかと私も思います。それをはっきりできるだけクリアに提示していくということが、それで、この食品安全リスクコミュニケーション委員会というのはわずか15人、20人ぐらいのところで行っているわけですけども、その外に大きなそれを見守っている、あるいは期待している方がおられるので、その方たちに私たちは何を目指しているのかということを確認に出して行って、それでそれに対するレスポンスも聞くということが必要なのかなと思うんです。

ちょっと時間もせまっています。あと今後の意見交換会の予定という項目あったんで、飛ばしてしまいましたが、よろしいですか。

今のまとめについては幾つかの御意見をいただきました。それで事務局の方に今日御発言いただけなかった方もおられると思いますが、もう一度見直しまして、どういう形で整理していくのか。それは私たちがこれから4回目、5回目とまだ積み重ねていくこととなりますが、そこで何を議論して追及していくべきかということでもございますので、形だけ同じことを繰り返していくというのは余り賢いことでもないと思いますので、その方向性というのを是非出していきたいと思いますので、是非御意見を賜りたく存じます。よろしく願いします。

西郷リスクコミュニケーション官 かしこまりました。もしそれではいただいた御意見も当然でございますけれども、その他もしこれに対して、項目ごとでなくて結構でございますので、どういったことをすべきか、あるいはまとめるべきだということがございますれば、次の委員会まで、時期は多分年明けて先になると思いますけれども、ですので、年内早いう

ちにでも事務局の方にいただければ座長と御相談いたしまして、新しいとりまとめの項目案と申しますか、というのを、次回また提示させていただきたいと思います。

川田専門参考人 済みません。主題から外れると思ってないんですけれども、食品、水という問題が今大変な問題になってきていると思います。汚れていますし、なくなっていますし、質も悪くなっています。その辺の現在討議している中に水という問題と、それからやはり森林がどんどんなくなってCO<sub>2</sub>、今新聞でどんどん書かれておりますけれども、森を増やすことによって空気もよくなりますし水もよくなりますし、その辺の余りにも広くやっただけいけないんですけれども、水というテーマをお入れいただけたら、広過ぎます、すごいですけれども、環境というところにもいきましょうし、と思っております。

関澤座長 勿論、健康と環境というのは非常に密接に結び付いておりますが、余り広過ぎてもまとまりがつかなくなるので、多分飲料水というようなくくりでこの中に取り込んでいくということはできるのかと思います。今、川田さんの方からも御意見いただきましたが、ここで時間が限られているために全員の方に必ずしも御発言をいただけないのは非常に心残りでございます。私が時間を取り過ぎたことがあるかもしれませんが、今後メーリングリストを事務局の方で御用意いただきましたので、何人かの方がそれを使って全員に対して御意見を投げ掛けてくださっています。そういうのも是非活用して次の委員会まで待っているというよりも、その前にこういうことをやったらどうかとか、こういうふうにまとめていこうというので、是非御意見を寄せていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

梅津事務局長 今の川田委員の御質問ですが、水につきましては、一つ法律上、水道法に基づく水質基準についてはこの委員会のミッションになっております。それから、今、清涼飲料水につきましては、化学物質、汚染物質等の基準について諮問をいただいております。今、専門調査会で御議論いただいております。水もそう意味で、この委員会の射程範囲でございます。

関澤座長 ほかに何かお気付きの点がございませうでしょうか。

高橋専門委員 先日、11月10日の抗菌性物質の会議を傍聴させていただきました。そこで非常に気になったことがあります。リスクコミュニケーションという新しい試みはとていいんですけれども、先ほどもありました行政ですとか、あるいは場合によっては企業ですとか、そういったところの説明会になってしまう部分があると感じました。逆に不安を煽る情報を出したい方たちが、事実誤認の情報であってもそれを基にリスクコミュニケーションという場で不安を煽る意見を公表できるんですね。誤ったことを意見として言われてしまったときに、「それは誤りである」ということを一体誰がどういう形でそのような会議の場で

発言するのか、ということが非常に気になりました。それも一つお考えいただきたいと思います。

関澤座長 まとめのこととは別にですね。今のお話は。

高橋専門委員 はい。済みません。

関澤座長 まだまだいろいろ御意見はおありだと思いますが、一応時間が定刻となつてまいりましたので、もしほかにこの場で是非皆さんにお知らせすることがなければ、これで区切りにしますか。

西郷リスクコミュニケーション官 資料3について時間がなくなってしまったんですけれども、資料3は、これは手短かに申しますと、3府省共催の今後の予定というか、確定しているところだけ書いていただいておりますが、備考というのは特に何らかの先程の管理省庁からも御説明がありましたけれども、なかなかリスクコミュニケーションとかりスク分析以外にテーマのある場合についてちょっと書いております。ということでございます。こういったあれにつきましては委員または専門委員の方々からもこちらから御都合のつく方について適宜行っていただくように、座長と御相談の上、お願い申し上げたいと思いますので、よろしくお願いたします。

このほかにいろいろ勉強会ということを考えておりますので、年内にはなかなか難しいかとは存じますけれども、自然災害でリスクコミュニケーションをどうやっているかとか、そういうことに関しましても御案内を申し上げますので、ひとつよろしくお願したいと思います。

なお、これは不確定でございますけれども、昨日の遺伝子組換えの専門調査会である部分、種子植物でございますか、更なる遺伝子組換え食品等の安全性の審査基準につきまして、専門調査会での議論が上がったと申しますか、ですので、今後委員会でそれについてパブリックコメントに掛けるということになれば、パブリックコメントが始まります。それで、これにつきましては専門調査会の方の、遺伝子組換えの方の専門調査会でいわゆる意見交換会みたいなものをした方がいいのではないかというお考えもあるようでございますので、それも合わせまして、近日中にそういったことがセットされる可能性がございますので、その際にはまた当専門調査会からもまた座長と御相談の上でございますけれども、どなたか御出席願うということがあり得るということでございますので、よろしくお願したいと思います。以上でございます。

見城専門委員 私の勉強不足だと思うんですけれども、リスクコミュニケーションの言葉自体が日本語に直接ならないからリスクコミュニケーションのまま使われているんでしょ

か。すでにリスク管理という言葉は使われていますね。危機管理という言葉のように、先にリスクという言葉が日本に定着したのは何か危機感とか危機というようなことからですので、一般の方にこういったリスクコミュニケーションというのは何ですかと聞かれたときに、また間違った表現をしたらいけませんので、教えていただきたいんですけども、一番的確または近いという、または間違いではないという日本語は何でしょうか。先程神田さんの方からリスクコミュニケーションのリスクは日本語の「危険」ではないというご発言がございました。済みませんが、一番明快で一般に一言にこういう場合に間違いでない表現、間違いでない考え方というのを教えていただきたいんです。

西郷コミュニケーション官 私どももぼっと出てこないのがあれなんでございますけれども、先ほど御紹介したコーデックスとかああいったところでは要するに食でございますと、食品に関係する、食べる人から作る人から全部ですね、関係者全体でございますが、同じ情報を持って、同じ状況、方針を持って意見交換ができるように、その土台をつくるというふうなことなんだそうであります。

ですから、言ってみれば、作る人、食べる人、それから供給する人、あるいはメディアの方々、研究者の方々、要するにそれぞれその分野の方々が一遍に会うかどうかは別にして、要するに同じような情報の格差をまずなくす。ただ情報を開示するだけではなくて、そこに關して受けた方からは意見も言えるというふうな場をつくって、それで何と云うのでしょうか、とにかく議論できるようなその場をつくるというようなことです。

先生の今日の本だと。74ページと75ページのところに定義が書いてございますけれども、要するに関係者全体が皆さんをパートナーと見て、それでお互い議論をするということですね。

今日の参考資料の関澤座長のこの文献によりますと、リスクの評価者、管理者、消費者及びその他の関係者間のリスク及びリスク認識に関する情報及び意見の相互的交換ということになっているんですけども、要するに、一方的でなく、そういったことについては情報、意見交換をお互いパートナーとして共有して行って、立場の違いはあるけれども、ここまでは共有するということまではそろえておくというのがリスクコミュニケーションと言われているところだと理解しておりますが。一言で言うと難しいんです。済みません。

梅津事務局長 今、見城委員の御質問はより判りやすい、誤解を招かない日本語はないかと言われておりますけれども、正直言ってまだないんです。ないものですから、西郷さんの官名も非常に能がないんですけども、そのままコミュニケーション官という片仮名をそのままにしてしまっております。この辺は今後ここでの議論の過程で、より簡略で判りやすい、

かつ誤解を招かない言葉ができましたらまた今後知恵をお借り願えればと思います。

姫田消費者情報官 私どものリスクアナリシスについての専門家の山田友紀子という総合調整官がありますが、彼女に言わせると、リスクというのはちょっと普通に文字に書けないですが、ヤバサだということだそうです。概念としてはヤバサです。ちょっと日本語訳にはならないものですから使えないけれどということです。

関澤座長 この点についてもまだまだ御議論があるかと思えます。山田さんもそういうふうに言っておられますが、私はかえって日本語に訳さないで定着していく方向もあると思えます。例えば今、インターネットというのは今だれも翻訳はしませんけれど、こういうものだとは判っているし、ほかにそういったことはたくさんございます。

例えばインフォームドコンセントは説明付き同意とか何かそういう訳があるそうですけれども、ほぼ訳せているかなと思えますが、訳せないようなものを無理に訳すとかえって誤解を生むということもあるので、今後皆さんの御議論をいただければと思っています。用語の問題もそういう意味では非常に重要だと思えますので、また是非御検討いただければと思います。

あと今日もうお帰りになった方もおられますが、オブザーバーとして御出席いただいている各界の方もおられますので、何かお気付きの点があれば事務局にいろいろ御意見等を寄せただいただければ、それも参考にさせていただけるのかなと思えます。

大変時間が超過いたしましたして申し訳ございませんでしたが、今日のところはこれで終了とさせていただきます。大変活発な御議論をありがとうございました。この後、残された期間でやはり国民に対して私たち自身も開かれて、こういったことを目指して、こういったことを達成していくのだということを是非目に見える形で示せるような形でとりまとめていきたいと思えますので、よろしく御協力をお願いいたします。